

## 会議録

日 時 平成27年5月3日(日) 13:00~15:30

場 所 みそら自治会集会所ホール

出席者(みそら) 廣島自治会会長、青柳副会長、日和事務局長、狩野総務部長、粕谷広報部長  
大塚財政局次長

(市) 佐渡市長、武富副市長、本田環境経済部部長、宇田環境経済部次長

小出クリーンセンター長、荒木廃棄物対策課長、岩井主査補、上原副主査、池田主事

### ○みそら

本日は公務お忙しい中、佐渡市長においでいただきまして誠にありがとうございます。第一回交渉会という事で大変喜んでおります。又、他の職員の方も本日は連休の中おいでいただきましてありがとうございます。それから傍聴の方はちょっと少ないですけれども本日はお忙しい中おいで下さいましてありがとうございます。傍聴に関してこの交渉会を始める前に傍聴に関する取り決め事項がございますので皆さんにご了解をいただきたいと思っております。それは交渉会を円滑に図るために皆さんの発言を禁止していただくというふうに市とみそら自治会とのほうで取り決めておりますのでよろしくお願いいたします。この交渉会が終わりましたら市の方が退席されたあとに皆さん残っていただいて今日の交渉会の内容とか質問を反省会の時に意見をいただきたいというふうに考えております。それではまず最初に佐渡市長のほうから職員の方の紹介をご挨拶を兼ねてお願いしたいと思います。

### ○市

#### 市長挨拶

皆さんこんにちは。市長の佐渡でございます。本日は第一回の交渉会という事で設けていただきましてありがとうございます。又、みそらの皆様方には、市政の進展推進にご理解とご協力を賜っております。特にごみ処理行政につきましては多大なるご協力とご理解を賜っておりますが、まずもってこれまで皆様方に直接投票に至るまでの期間等々いろいろご迷惑をお掛けしております。皆様方のご尽力とご労苦にまずもって御礼申し上げる次第でございます。せっかく訪問しましたから、平成25年7月に今後のごみ処理の取り扱いという事でみそら自治会にご協議させていただきました。そのちに自治会役員の皆様方、又、自治会におかれましては、多忙な自治会運営と並行してごみ処理施設に対する意見を取りまとめたいただくために様々なご尽力を重ねられ、改めて深く感謝申し上げます。このたびはみそら自治会のご理解とご協力によりまして締結させていただきました確認書に規定しております操業期間については履行する事ができず、今現在、4月1日以降、操業しているところでございますがこのごみ施設についての補償等について自治会の定期総会議案にも補償金というような考えであります。これにつきましてはこれから皆様方とご相談させていただきたいという姿勢でまいりました。今日は皆様方と話し合う中で問題解決に向けて市のほうも誠意を持って対処してまいります。

#### 職員紹介(省略)

○みそら

会長挨拶

連休の最中に家族サービスもある中でここに参加して下さいまして誠にありがとうございます。又、おいでの方におかれましても参加して下さいましてありがとうございます。それでは役員の紹介をさせていただきます。

役員紹介（省略）

○みそら

今日の議題に対する今までの経過を会長のほうから報告してもらいます

○みそら

経過を報告する前に佐渡市長にお伺いしたい点がございますのでよろしくお願ひいたします。ご承知のようにみそらは三十数年にわたりこのごみ処理施設問題で悩んできました。それは市の怠慢な市が約束を守らないとみそら素晴らしい続けてまいりました。しかし私はこんなに長引いている事は少なからずみそら側にも市に対するご迷惑を掛けているのではないかと考えております。人は誰でも自分が気がつかない段階で人に迷惑を掛けるというものであります。そういう事を念頭に考えますとみそらのご承知のようにほとんどがサラリーマン世帯です。従って市の財政に十分貢献してきたと思っております。又、私が昭和58年に会長になりました時、まだこのごみ問題はいろいろ初期の段階でしたけれどもみそらのご婦人方がごみの収集分別という私自身も初めて聞く言葉も主婦の方々が問題提起をされましてみそら住民及び四街道市民の皆様方にごみの分別収集について啓蒙活動を盛んになさったと聞いております。市長はタウンミーティングで、これまでの市長の誰よりも経緯についてはよく知っているというご発言をされています。従って、自治会及びみそら住民が市に対してどのようなご迷惑をお掛けしたか率直に教えていただきたいと思ひます。どうぞ市長、我々が過去どのような形で市にご迷惑を掛けたのか教えていただきたいと思ひます。

○市

過去においてどのような迷惑というその迷惑の範囲というがどういう概念でおっしゃられているのかわかりませんが私が市長になった以降の自治会さんとのやりとり、これはやはり住民の方又は自治会としてのそのご発言については常に真摯に受け止めておりまして、ご迷惑というような感覚で捉えた事はございません。以上です。

○みそら

市長の答弁で迷惑を掛けている事はないという事ですけれどもこういうふうに三十数年も同じ問題で市と自治会とが問題解決できなかつたという点は我々は市が怠慢だとか約束だとか言っていますけれども私は住民側に反省すべき点があれば反省したいと思ひます。何かがないければ市がここまで住民を騙したり約束を違反したりそういう事は恐らく私の考えでは何かが市長はじめ市の方に何かあるんじゃないかと。そこをクリアしないと。こういう場で公式の場で言われませんと。私は謙虚

に受け止めてこれから対市交渉していくうえでお互いきちんとそういう事はクリアしていこうと思います。従ってこの場で市長なかなか言いにくい件もあるかと思いますが私は真摯に受け止めたと思いますので、5月8日までにみそらに対する何らかの問題があったのかないのか。なければない。あるならあって具体的な指摘をしていただきたい。ないならないという文書、あるならあるという具体的な内容を含めて5月8日までに提出していただきたいと思います。5月9日の役員会、5月10日の班長会に私は市の提示された内容を真摯に受け止めてきちんと役員会と班長会に提示し、それを勇気を持ってみそら住民にお知らせして反省すべき点は本当に真面目に反省し、これから対市交渉を進めていきたいと思いますので、8日までにみそらには問題がないならないという、あればあった具体的な内容を文書で出していただきたいと思います。これは市長、約束していただけますか。

#### ○市

5月8日までというお話ですよ。班長会などの日程等もいろいろおありになるというお話ですが、問題という事で何をもって問題とするのかという捉え方でいろいろかわりますが市のほうの捉えた概念での問題を精査させていただきます。これは私が市長になった5年間という事ではなく過去三十数年間という事ですね。わかりました。今のお話の範囲内で5月8日に提出させていただきます。

#### ○みそら

あくまでもみそら自治会が市に対してどんなご迷惑をお掛けしたのかという観点で出していただければと思います。市長のお約束を得ましたので次にまいりたいと思います。

#### ○みそら

それでは本日開催までに至った経緯について順を追って説明させていただきます。又、4月6日に前中村会長の名前でごみ処理施設問題についての市と自治会との交渉の基本的取り決め事項という事で交渉会を進めるためにこういうものを市のほうへ提出しその回答を4月15日に頂きました。その内容を更に煮詰めるために私と日和が市に赴きましてお互いに話し合っただけの内容をまとめたものがみなさんご承知のようなエコーみそらで先月配布したと。4月15日の市の回答書に第一回の交渉会の議題の質問が市からきております。従いまして私たちが19日に承認された以降、ごみ処理施設問題の第一回の交渉会の開催日の議題についてという書類を作成し、4月20日に市に持参し、内容説明を行って受領していただきました。持参する前に環境経済部長に電話をして市長から依頼された回答書を持参するので毎年恒例の表敬訪問というのがありますけれどもそれを兼ねて手渡したいので5分ほど市長の時間を取っていただきたいの申し入れをいたしました。が公務多忙のため会えないという返事をいただきました。5分の時間も取れない程市長は四街道市民のために頑張っている事を知り、改めて敬意を表したいと思います。従って資料説明は環境経済部長をはじめとした職員の方々に説明をし、第一回の交渉会の日程を4月30日とし、又、回答を4月27日にしていただくように確認をして帰りました。その後、市から開催日を5月3日の午後1時からとすると連絡を受けました。その結果、本日の開催となった次第です。その開催日を聞いた時にご承知のように今現在TBSの放送が始まっていますけれども、過去2回のタウンミーティングはすべて午後2時からだったのになぜ午後1時からになったのかという疑問は抱きましたけれどもこれは市長がこの交渉会にかかる時間を少しでも取って充実したものになりたいという市長の意気込みを感じまして今日の日程を了解した訳です。次に4月27日の市の回答についてですが、市の職員の方々が27日の午後5時にみそら

集会所に来ていただいて私ども役員5人がその対応をいたしまして、私は所用で27日から29日までみそらを離れていましたのでその場にはいられていませんでしたが、市の回答書にはごみ処理施設の問題を解決するために今後どのようにするのかという一番大事な市長の考え方が示されていない。又、その他の項目にも真摯に回答を頂いていないという事を指摘して、再度検討して30日までに再提出をしていただくように念を押して市の職員の方もその回答書を持って帰られました。ところが私が29日の午後4時頃、みそらへ帰って来ましたら、市長から内容証明付きの書類が届いておりました。内容証明付きですからちょっとどういう内容なのかなという気持ちで内容を確認したところ字の書き方はまったく変わっていますが内容は27日の回答と一字一句変わらないものであり、しかも送られた書類には、この書類は何の目的で私に送られたのかというそういう添え書きさえもない。常識のある人でしたら例えば市として再度検討した結果、27日の回答を最終回答としますのでご査収願いますとか何らかの添え書きをつけて郵送されるのが一般的だと私は考えます。この書類の郵便局の受付は印を確認しますと28日です。市の職員が集会所を出られたのが午後6時30分過ぎだと聞いております。従って、結局、回答の中身は何も検討されず、自治会に何とか受理してもらいたいという事で私のところに送られたのかなと推測します。このような無駄な事をして問題が解決されるのかという疑問を私は抱いています。又、市民税を払っている市民に対してその税金を使って市民を全く愚弄するような書類を送りつけるという佐渡市長の姿勢は理解できません。このような行為は市の職員も市長のこういう行動は必ずしも快く思っておられない方が多数おられるんじゃないかと思えます。しかし何と言っても私たちはこういった交渉会でみそらの悲願である撤去・移転の実現に向けて佐渡市長と協議を進めていかなければなりません。私は時間が掛かるかもしれませんが、必ず道は開けると信じて市長の言葉を借りますと不退転の決意でこの交渉会に望みたいと思っています。今まで経過を含めた私の見解を交えて申し上げましたけれども事実と異なる点がございましたら遠慮なくご指摘願いたいと存じます。

#### ○市

みそら自治会の廣嶋会長さんのお名前でも4月20日付けで第一回交渉会の開催と議題についてという事で文書をいただきました。それを受けて4月27日に回答させていただいて、夕方5時に集会所で私どもの職員がみそらの皆さんにお渡しして、その時に1時間半くらい中身を議論しているのですよね。それを翌日の28日に報告を受けたところですが、4月27日の私の名前で市の公印を押したものの回答が不相当であると。その不相当であるというのを理由に文書を受け取らないというお話でございましたので、例えばその中身があまりにも不十分で全然その質問された事と全然的外れの回答をしているという事ではなくて不相当という事であったと。これは私が決裁をしてそして市長の公印を押して出している訳ですから不相当という判断のもと受け取らないという事は市長として認められない。これはいろいろ交渉会の中で議論すると思うんです。その議論する中でお互いの主張がこれはお互いにとっては不相当だという事がいっぱい出てくると思うんです。その不相当を理由にして文書を受け取らないとか、こちらの意向とは全然不相当であってもここで話し合いをしているとかそれはちょっと困るよと。従いまして内容証明付きで出させていただきます。今、廣嶋会長の経過の中でひとつ加えさせていただくと4月30日に廣嶋会長のほうから文書をもらったけれども文書内容と送付についての見解という事で文書を頂きました。要は確かに書類を受け取ったよ、しかしながら要は4月27日にみそら集会所で説明した内容と一字一句かわらんというのが役員5名全員が回答書としては不相当だと判断した。不相当だから受け取らないと。だから今後の進め方なのですが、考

え方が大いに全然違った時にその考え方が違う、不適當だという事を理由に文書の受け取りを拒否するとか、あるいはこれで交渉は終わりだとか、それはちょっと私どもも認められない。従いまして今回、内容証明付きで文書を送らせていただきました。以上でございます。

#### ○みそら

今、市長が言われた範囲内では理解できます。しかし私が先ほど質問した内容には、肝心なところには触れられていないですね。今市長が説明されたような意味合いのことをなぜ、私のところに内容証明付きで、仰々しい書類ですけど、そこに市長の見解を述べておられないのですか。この回答書の添え書きとしてですね。私は27日はいなかったのですが、市長としては会長にこういうものを渡そうと、今ご説明されたように、見解ですね、これを送られたのであればそれはそれなりの説明書をつけるのが普通ではないんですか。全く内容見ると27日と一字一句違わないものを送られて、どうすればいいかと思うのは通常だと思うんですが、この点については市長どうですか。

#### ○市

4月27日にですね、夕方5時から集会所でお示した文書が公式な最終決定の、私が決裁をした回答でありますので、それをそのままお送りするのが一番妥当な方法であるとの判断でございます。皆様に4月27日にお示した文書。これが不適當であると判断されておるんですが、私どもは適當であるという判断なんです。ですから今回の第1回交渉会は私どもがこういう考え方でいて、みそら自治会のみなさんが不適當だというのを議論するのが第1回交渉会かなと思って、そういう想定で参ったんですが違いますか。

#### ○みそら

何回も言いますが、市長の今の回答は私の質問に対する回答になってないんですよ。全体的には私も理解できます。確かに我々が書類を出しても内容が不十分だとか、市側にとってそれはあると思うんですね。それはそれで、今のような説明を内容証明書の添付として、今まさに市長がそこで言われたような内容を、従ってこういう意味で市長の公印を押したんだったら、これが市の最終の回答ですと、自治会として受け取ってほしいと。そういう説明書をつけるのが世の中の常識ではないですか。受け取った側の立場で考えてください。市長の立場だけじゃなくて。受け取った人の立場で考えてください。私これ一生懸命一字一句、これ、どこかになにか書いてあるんじゃないかと。まったく27日の書類と一字一句、日付から何から、違うと言ったら割り印があることぐらいで、こういう場ではもっともらしい説明はされますけど、そこはなぜ1枚添え書きがないのかと、それを私言ってるんです。それに対する回答をしてください。

#### ○市

4月27日に提出させていただいた文書を内容証明付きで、郵便局で取り扱われる形式に打ち直して出しております。したがって、文書の形式が変わっているだけで中身については変わっていません。平成27年4月20日付けみそら自27-003についての質問が出されましたのでそれについて回答させていただきますという文書をそのままお答えさせていただきました。私は、先ほども申しましたが不十分であるからとか的外れだとかという理由でしたので、このままでいいと判断させていただきました。ですから添え書きとかそういう予断を生じるような文書は省いてそのまま送らせてい

ただきました。これは私の判断です。

○みそら

そういう判断が一般的な世の中の常識として通用すると市長は考えておられますか。

○市

今回の最初4月30日に交渉会をやるので4月27日までに文書で回答をくださいということでしたよね。27日に回答を持って行ったんですよ。4月30日はできないから日付をずらすしかないなというのもある、5月3日に延びているんですが、まず第1回交渉会をやるにあたって議題とかそういうかたちでテーマが出てきますよね。その回答をこの交渉会の3日前に求められましたので出しました。本来、交渉会っていうのは交渉会の当日において、市とみそら自治会との今回、文書で質問されてきましたのでそれを交渉会で回答するというのが普通のパターンかと思うんですが、それを交渉会の3日前に4月27日に提出してくださいということでしたので、そういうご希望ならばということで出しました。しかし、内容が不相当だというお考えのもとで受け取ってもらえなかったんで、いまさら内容を変えてもしょうがない、市の考えがコロコロ変わってもしょうがありませんので同じ内容を出させていただいたんですが、これは単に事務的な書類上の内容証明付きの文書の送り方でありまして、世間一般常識的なというよりは、ただ普通の送り方をさせていただいたということだけで、そのように受け取っていただければと思います。

○みそら

どうしても私の質問が理解されないみたいなんです、市長が言っているように確かに市は考えて提案された、我々から見るとそれは不十分である。これはひとつひとつ交渉会でつぶしていきますが、質問に対する的を射ていない。市長が言うように必ずしも最終的な回答が100%のものはよこしません。あまりにもその内容が的を外れているということから我々は再検討をお願いした。その件については市長、回答されたんで結構です。私が言ってるのは、そうじゃなくて、市長が先ほどから繰り返し言っておられる、市としてはこれが回答だと。十分それを行っているんだと。それをそういう話でさらに詰めるのが交渉会なんだからと。それはもっともな話なんです。そこは理解してるんです。私が言いたいのはそういうかたちでこの書類を市として扱いたいと、考え方がそういうことだと1枚の紙をつけることは普通の常識だと思います。今、市長がおっしゃった内容証明というのは私も市長に言われまして、先ほど30日のあれを内容証明で出そうかと頑張ったんですが、書類を作るのが難しく、郵便局へ持っていったら受け取ってくれないんですね。資格のある人でないと受け取ってくれない。資格のある人は四街道郵便局しかいないという紹介を受けてとんで四街道まで行きました。そしたらそこでも受け取ってくれない。1枚の用紙に字数と色々な規定があるんですが、こんなお金のかかる内容のことをしないで、どうしても市長がおっしゃるような27日の内容で交渉会を進めたいというならば、そういう説明を1枚つけて27日に持ってこられた書類に添付して私に送られたら十分市長が今、一生懸命説明した内容は伝わると思うんです。したがって私が30日持って行ったときは、もうこれ以上やりとりをしても進展がないので、これをベースにして交渉会をやりたいとかね。私が言いたいのは単にこういう書類をお金をかけて仰々しく市民が怒るような、そういう態度で、なにも書かないで、今は一生懸命説明されていますが、きちっとした市はこういう取扱いにしたいんだと説明することが、責任をもって行うことが市民にといいですか相手側に対するマナーだというのが

私の人生経験から常識だと思う。このことを言ってる。そのことに対する回答が市長は一切ないんで、内容については市長がおっしゃられるにこれからは受け取っていきます。

○市

4月27日にですね、市の職員数名で集会所に書類を届けさせていただいて1時間半にわたって中身を説明させていただきました。会長は都合悪くてその時いらっしゃらなかったんですが、これが市の考え方ですということで全て説明させていただいたわけです。しかしながら、不相当だと判断されて受け取られなかったんですね。会長は当日いらっしゃらなかったんですが、これはそういうものを付けてというよりは、会長がおっしゃられるように字数とか全部決まってるんですね。その書式に合わせて内容証明付きで出しますので、淡々と手続きを取らせていただいたというかたちでありまして、ただ会長が4月30日に内容は不相当だよという文書をいただいております。ですから、今日は内容が不相当だという部分を議論するのかなと思ってきたんですけど、そちらに入りませんか。2時間という時間の制約がありますので。私は先ほども言いましたように手続きを淡々と取らせていただいただけであります。

○みそら

その件につきましてはここで終わりにしまして。

(傍聴者へ配布資料の確認)

今話題になっている中身の説明なんですが、この003の項目の5番、今後の交渉の進め方というのがございますが、これについては市のほうからも言及されていないんですが、この言及されていないということは、5項目の(1)(2)(3)というのは了解いただいているということでよろしいですか。

○市

今後の交渉の進め方ということで5番が出ていますが、この(1)(2)(3)については市のほうは言及していません。これは認めたという意味ではございません。特に(3)についてはまだ保留している状況です。

○みそら

ということは『それでも「撤去・移転」の行動を市が始めない場合は、確認書に基づいた「現ごみ処理施設操業停止」を行うこととします』これは了承されていない。

(1)(2)についてよろしいですか。1番の項目に関係していきますけども、5月中にこの議題については(1)から(6)の議題については精力的に交渉会を開催して議論すると。これはよろしいでしょうか。

○市

今、月1回のペースで交渉会を開くと。ただ四街道市議会、3、6、9、12月とありますのでその月に関しましては議会の日程等で、申し訳ないんですが議会最優先で。基本的には月1回で。今日は5月3日

ということで、第1回を開いていただきましたが、5月中にもう一回あるんですね。ですから今日も含めた5月中の交渉会の中で1番から6番なるべく詰められたらと思います。

#### ○みそら

基本的な取り決め事項で月1回以上という表現ですから、以上というのは5回6回というのも含みますので、回数の問題ではなくて(1)から(6)を5月中に一度市と詰めて検討するというこの了解をいただきたい。それが2回で終わればそれにこしたことはありませんし、それが3回必要であれば3回。私たちはひとつひとつを従来のように先延ばしというようには絶対にとりませんので、したがって回数が目的ではなくて(1)から(6)までをきちっとお互いが話し合う。しかし1回の交渉会では全てお互いわかりましたというふうにはいかないと思います。したがって(2)を追加しているわけです。それから5月、6月、7月、8月とですね、4か月間の猶予を取ってるわけです。そこは理解していただきたい。それでもなおかつ3番があがってくるわけですけど、何らかの市の考え方が、今からいえば5か月先ですね。その間に我々が住民投票で撤去・移転と、何らかの着手をされてなったら撤去・移転についてはみそらとしては必ず何らかの行動を起こしていきます。そのとき9月になってそのようなことを急に言われましても市としても市長の言っておられる四街道市全体のごみ処理の安定、これは市長と同様に私も思ってます。したがって5か月間の猶予があるわけですから。その間にここに表現してるわけですけど、進展がないかぎり私は覚悟をしますけども、必ず撤去・移転を、現ごみ焼却場の操業を阻止します。それだけはここで明言しておきます。5か月間の猶予があるわけですから、それはここではっきりと明言しておきます。

#### ○市

私どもこの確認書に基づいた現ごみ処理施設の操業停止という中身についてわからなかったものですから、なんらかのかたちでみそら自治会としてごみ処理施設の操業を停止するというご発言ございましたので、そういう趣旨だったのかと今わかりました。

これにつきましては、あと5か月間あるというお話でありましたが、私自身もまだそういうお考えだと思わなかったものですから、ごみ処理施設の操業停止、これは市が自主的に操業停止をするんだという趣旨も含まれているのかなあと思いましたらそうではないようなので、自治会さんとして何らかの施設の操業停止、そういったことを行うといったようなお考えのようですので、ちょっとこれまた、今日は予想外の話でしたので保留させていただきます。

#### ○みそら

再度言いますけれど、私ははっきり、法的に触れたとしても私個人で必ず操業停止を進めますと。必ず実施しますので。これだけははっきりと申し上げておきます。5か月間という期間がありますので。この2年間、私は本当に失われた2年間だと思うんですけど、失われたことを悔やんでも仕方がないので、5か月間という十分すぎるほどの時間がありますので、市長が言うように真摯に受け止めていただいてですね、真剣な会にしていきたいと、今この時点ではっきりと明言しておきます。

#### ○みそら

それでは進め方については5番の(1)ですね。精力的に解決するために開いていただきたいと思っています。懸案事項がありますから6月、9月には議会がありますので、その関係で開催できない。



これは私どもも考慮したいと思っています。

それでは議題の4(1)についてですが、先ほどからやりとりがございましたが、私どもが出しました003、4月の末に出した文書ですね。ごみ処理施設の撤去・移転を求める。これに対する市長の考え方をお聞きしたい。その項目も次のページにありますけども、資料ですね。抽象的な回答はいりません。『「意見をお伺いながら協議させていただきます。』』こういう表現が今まで多いわけなんですけど、この表現では市の考え方はわかりません。ところが27日の文書の1番、4(1)の回答ですが、3月23日付の回答で全く同じ。簡単に言いますと、『速やかな移転を求めるとの貴自治会からの結論を厳粛に受け止めております』と。そして『速やかな移転について期間の設定等を伺っておりますのでこれを示していただきながら協議させていただきたい』。この問題を解決するにはですね、これが市長の考え方というのがどう読んでも読み取れない。具体的にどのような方策をとっていきたいのか。

これは傍聴に来られている方はもちろん、市民の方もそうだと思います。また環境経済部の方が担当者ですが、彼らも早く知りたいんじゃないですか。これからどのようにしていくか。3月12日に自治会のほうから回答に行ってますよね。その回答ではダメですよといったのが、先ほど話題になった27日の話ですね。1時間半ですけど。これについてやはり具体的な市長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

#### ○市

4月27日の市の回答、これを今、事務局長のほうからご説明いただきました。これはそのとおりでございます。なぜこのような回答になっているかと申しますと、2月にありましたみそら自治会の皆様の直接投票の結果を受けて、その直接投票の中身、たとえば速やかな移転、直接投票の中に書いてございますよね。また補償について協議すると。大きく2つの中身で継続操業を認めない。ですから、速やかな移転につきましても回答させていただきましたように、期間設定等を伺ってですね、いろんな方策があるんですね。これを伺ってから皆様方にお示したほうがいいという判断です。また私、補償協議と申しましたが、19年3月の確認書では補償について協議する、しかしながら4月19日のみそらの定期総会の議案書の提出された中を拝見しますと、補償金、賠償金というような位置づけでありますので、2月に行われた直接投票を具体化する中で、皆様方と交渉会を重ねる中で具体化する中で議論していかないと的外れな方向に行くと困りますので、それで3月23日付の廃第54号、それから27年の4月14日付の廃第55号ですか、これで重ねてここにもありますとおり、みそらの皆様の直接投票を真摯に受け止めて中身をしっかりとご相談しましょうと、そういう姿勢でこういう会をさせていただいております。ですから私の考えで急に出してもですね、それは皆様がたにしては突然の話かもしれないので、ですから2月の直接投票の結果を受けた皆様方のご意向を伺いたいと。ですが、交渉会の冒頭でもお伺いしましたが、班長会が5月10日というお話でしたよね。私ども期間設定を伺うとかいろいろ動きはありますけど、やはり班長会とかそういうところでご議論されてから出てくるお話だと思いますので、今日、皆様方に速やかな移転とはどのくらいの期間設定でどんなものなのかとかそういうものをお答えくださいとかそういうお話ではないので。やはり自治会さんの中でいろいろ調整されるのを待ちたいと思いますので。そういう趣旨で答えさせていただきました。

#### ○みそら

ということは協議をしたいとのことですけれども、期間設定を自治会の方が設定しなくてはいけないということですか。良く分からないんですけれども。我々がこの問題を解決するために何かの手段

をとらなければならない、そのためにはどれくらいの期間が必要だからと、それを市の方に提案しないといけないんですか。それをもって市長の考え方を述べられるのはどうですか。

○市

私どもはですね、2月の直接投票の中身を具体化していただいて、それを尊重したいと。そして、できるものはやる。これは現実的にできないものは、これはちょっと無理ですと。そういう率直なお話し合いをしたいと、これが本音です。今ですね自治会の方から期間設定をしなければならないのか、私どもは決して自治会さんにもう期間設定するのは義務ですよという伺いはしていないんですよ。つまり、皆さんの方の中では、私が平成25年7月に具体的な文章を出させていただきましたが、それからずっとご議論されて2年、直接投票等々を含めて2年経つんですけれども、その間色々議論されている中身を知りたいんですよ。だから、どういうお考えなのか聞いてから議論しないと進展しないだろうというそういう姿勢です。

○みそら

市長の話を聞いていると、一番最後を私読み上げます。『ごみ処理施設に対するみそら自治会の基本的考えはごみ処理施設の撤去、移転を求める。』もうこれ以上具体的な内容はないんですよ。住民側からは、それに対する市長の基本的考え方をお示してください。この文章で十分なのです。で、それに対する回答。『市のごみ処理行政を安定かつ円滑に実施するためには現施設を継続操業せざるを得ないのが現状です。』これは単なる考えではなくて現状の説明なんです。

○市

そうです。

○みそら

我々は、基本的考えをお示くださいなんです。現状の説明をしてくださいとは一言も書いてないです。紛れもなく違います。『しかしながら平成27年3月23日付け廃第54号でお答えしましたとおり継続操業を認めず、現施設の速やかな移転を求めるとの貴自治会の結論を厳粛に受け止める。』受け止めるのはいいんですよ。受け止めたあと、どういう対応をするのかを。受け止めると書いては何の回答にもなっていないです。受け止めてキャッチャーはボールを受け止めてそのままいてもだめですよ。1塁に投げるとか2塁に投げるとか。受け止めたら、受け止めていて何をする。これは市長の基本的考えをお示くださいの回答になっていないです。受け止めました。『これにつきましては廃第54号、55号で重ねて』もうなんだか意味のない事しか書いていない。『貴自治会が求める速やかな移転についての期間設定等を伺っておりますので、これを示していただきながら協議させていただきたいと考えております。』これが回答の全文なんです。どこに我々が質問しているこれに対する市長の基本的考えをお示ください。どこにどのように基本的考えを説明しているのですかね。それと市長、基本的なことなんですけれども、あそこのごみ処理施設の移転・撤去するのは自治会が自治会費でやるわ

けではないんですけれども、その点も勘違いしないでください。我々は市に税金を払って市の政策としてやられることなのです。我々が自治会費を持ってどこかの方へ移転するとか、そういうことは一切できないですよ。それはできないし、そこのところをなんか勘違いされているように結果を見ていると、お互いがなんか、主体的は市なんですよ。そこのところをなんか考え方がずれているような。今も私は申し上げましたとおり、とにかく基本的考え方はないのか。今説明したようにどこに書いてありますか。

## ○市

お答えいたします。いくつかご質問があったので、貴自治会の現施設の速やかな移転を求める、貴自治会の結論を厳粛に受け止めているんです。これは受け止めて皆さま方に交渉会を含めて具体的な速やかな移転をですね、これからまた補償の話し、要は補償金ということですので、補償金の話もでてくるでしょうし、こういったことを皆さま方のご意見を伺う、これがまさに結論を厳粛に受け止めている、これからやることだと思えます。そういう姿勢で私はおります。それから、市の市長の基本的考えをお示しくださいとのことでした。今回はですね、皆さま方のご意見を伺いたいということなので、私の基本的考えはご指摘のとおり示していません。そして、なぜ、示していないのかというのは、皆さま方のまず、今回はですね、意見を聞かなければいけないだろうという考え方でいるからでございます。4月20日に、みそらの27-003という文書で一項目から六項目の議題ということで質問をいただいております。この中で、二項目目で平成25年5月7日の廃第7号とそれから平成25年7月8日廃第14号、この2つ文章の整合性について問われております。また、三項目目で平成25年7月8日の公文書は、明らかに自治会組織への介入及び強制であると考えています。私は今回みそらの皆さま方の直接投票の結果を厳粛に受け止めてその中身をお伺いしたいと言っているのは、平成25年の5月、そして7月、要は2年前の5月に自治会さんへ文書を出しているのですよ。そして、エコーみそらにも書かれているように具体的にその中身を市長の考えを示してくださいということで、私は7月にお示ししたのです。ところが、この4月20日にいただいた文書の中では、ここにありますように、明らかに自治会組織への介入及び強制だと、25年7月の文書で、ですから、今回もし私が3月23日それから4月14日に文書を出しています。そして4月27日も文書を出しました。3回出しています。この3回の文書を一貫してみそらの皆さん方のご意見を認識するため、そういう姿勢をただ貫いているだけなんです。これはご指摘どおりですね、皆さま方のいうとおり、これはまた市の私の考えをもし述べれば4月20日付けの文書で皆さま方から出していらっしゃるそういう指摘と同じ話になっちゃいますよね。だから出せないんです。逆に出不ないということもあるのです。

## ○みそら

申し訳ありません。もう1度、去年の議会の方のタウンミーティング77ページ、私4回か5回、佐渡市長申し訳ないんですけれども、もう一回読み直してください。まったく今と同じような言い方を当時の住民が具体的な内容を説明を示せと言われたことに対して、私は今、まったく同じような論法で説明されているのです。それと今おっしゃた25年5月7日と7月8日、この件も言われました。しかしそのときの状況と今の状況はまったく違うのです。当時は、住民投票の結果、みそらの総意は決まっていなかったのです。で、今はすでに中身を教えてください。具体的な内容を、もう具体的は撤去、移

転しか何もないですよ住民らは。何かそれ以上の説明は必要ですか。撤去、移転するだけです。細かい重機を持ってきていつ搬送して何台のトラックはというのは必要ですか。

○市

お答えします。撤去のためのトラックあるいは重機のうんぬんというお話ではございません。タウンミーティングの中でも25年5月7日に佐倉市酒々井町清掃組合に加入ができなくなったので、25年5月には確認書でお約束した27年3月31日に操業を停止する件、それから、それができなくなった場合には補償について協議をする件、この件についてみそら自治会さんと協議をしたいとお話をしたいという文書を25年5月に出しています。エコーみそらでも皆さんから私どもにご質問があったように、具体的ではないから、5月に具体的ではないので、具体的に7月に市長の基本的考えを示してくださいということで私は大きな決断をして継続操業をお願いしますという、それを示させていただきました。しかし、それについてはですね、例えば、二回のタウンミーティングの中で今回4月20日付けのみなさんの文書の中にもありますけれども、タウンミーティングで突然継続操業を認めてくれとは何事だ。住民の怒り。とありますように、今回は皆さま方が直接投票を行ったその結果を受けてこれから班長会など色んなところでお話し合いがあるでしょうから、そのご意見をまず真摯に厳粛に受け止めたいという私の考えです。これは皆さま方の考えに沿ってやってる訳ですよ。

○みそら

申し訳ありません。市長、全てをすりかえておられます。問題をすりかえておられます。

○市

すりかえておられると言うのなら、これこれこう言う理由ですりかえているとしてください。

○みそら

だからそう説明をしています。なぜかと言いますと、5月7日付けのこれはみそらの住民の誰が知っていますか。これを5月7日に市が出したと言う書類をみそらの住民のある、私は探しましたが、知ったのは昨年11月なんですよ。それは自治会の問題だから私は知らないと言われればおそらく佐渡市長おっしゃると思います。二回のタウンミーティング今おっしゃったように突然、確かにみんな住民の人たちみんな知っています。そのときなんで市長は5月7日に我々をすでにこういうものを出したんだと。77ページすべてみてください。当時の自治会も市側も5月7日にそれはある意味で私も説明しましたが、その当時の人は当然文書があるんだと思います。しかしその事に一切、当時の自治会も市も二回のタウンミーティングであれだけの住民の怒り、なぜ突然に継続がということに対して、いえ、今説明されたように我々は5月7日にちゃんとこういうものを出しましたと、一言も触れておられない。この問題、今は実はもうこれ以上言いたくありません。なぜかという議題も先にありますのでそこでもっと徹底してお話をしたいので、一番について最低市長の基本的なお考えを聞きたいです。

○市

はい、お答えいたします。4月20日付けのみそらの003号の2ページ目の4.(2)項について、というところで25年の5月の文書に関する事が出てまいります。当時の自治会の対応は、平成25年5月12日の班長会で以下の報告をしている。「市の申し入れは、何の協議をしたいのかは具体的にできていない。」

○みそら

ちょっと。

○みそら

それは。具体的にやり取りを。

○市

ちょっと待ってください。今自治会長さんが25年5月の文書を知らないとおっしゃいましたけれども、私どもはここある皆さんの文書のとおりエコーみそらで皆さん知っているところに書いてありますよね。そういう理解じゃいけないのですか。

○みそら

その議論に関しては次の二番でやります。

○みそら

ちょっと待ってですね。あの議題4(1)、先ほどから伺っていますと今日は示せないということですかね。市長のお考えは。

○市

25年7月の文書についても皆さま方のお考えは、当時のみそらの自治会の中で具体的に示してくださいとの話なので、私は大英断の決心してあの文書を出させていただいた訳ですが、それに対してやはり皆さん方のご指摘が自治体活動に対する介入や強制という話なので……。

○みそら

ちょっとまってください。

○市

基本的な考えは今この時点で示すべきではないと。これは変わりません。

○みそら

示せないということが理解できないんですよ。ここに回答をよくみると期間設定を伺っておりますので、これを示していただきながらということは自治会が求めているんですよ。それを先ほどは、次の班長会でやってくださいということを言われているのですからね。それと、今ここでは示せない、こういう風なことを言われていますが、この期間設定と言うものはないんですよ。4月1日で本来は現在の焼却施設、ごみ処理施設を操業停止しているんですよ。それが本当の答えなんですよ。と、いうことはここ5月3日というのは、もう一ヶ月と少し。マイナスですよ。期間設定と言えれば元に戻って本当は過去に戻ってやってくださいよ。と、言うことはですね、最短でこの問題を撤去移転をはかる。それをするのが市の取るべき行動だと思います。その方法をお聞きしているのです。今度の班長会で議論してください。何を議論するのですか。マイナスですよ、期間設定が。4月1日には止まっていなければいけないんですよ。

○市

4月1日から現在、まだ操業している訳ですがこれは市全体のごみ処理行政を推進するため仕方ないということで操業せざるを得ないという事で現状をご説明、回答の中にさせていただいております。ですから私どもの期間設定の期間によって色々な方法が手法がある訳です。やはり皆さま方のご意見がなければできない。こういう回答をすでにもう出していますよね。でまたこれを出すと何度もお伺いしていますけれども私はこれを出すと自治会の皆さま方の中には色々なご意見があつて期間設定について色々なご意見があるんじゃないですか。その中でこういう方法でこの期間でやりたいといつたら、それは突然なんでそんなことを言い出すのですかとか、あるいは、自治会への介入だとか強制だとかこの件についてはならないんですか。

○みそら

市長ね、一つずつ一番について議論したいと思います。一番、市長の基本的考え方、この点についてだけで、ちょっと待ってください。先ほど市長がきちんと説明されたので、いわゆる中段の継続操業を認めず、現施設の速やかな移転を求めるとの貴自治会の結論を厳粛に受け止めています。私はこれに対して、揚げ足ではないんですよけれども、受け止めてどうするのですかという質問をしたのですが、それに対して市長は、厳粛に受け止めているとはっきりと述べられているのです。これをそのまま素直に受け止めたら我々の撤去、移転ということの方向でこれからの物事を進めていくということ受け止めてよろしい訳ですね。厳粛に受け止めたいと言うのなら。そこを我々は聞きたかった。なぜかということ、これから私は別に市長と市とできるだけけんかなんかしないでやりたいなどは思っ

ているんですけども、市長も覚えていらっしゃると思いますけれども、どんなTPPの交渉でもどんな場合でも基本的な考え方や方向性がかたよったり本当に右と左で分かれていることをまず知ればどこかで議論すればいいですし、他の方法で色んな細かい点が違うというんだったら詰めていく。協議というものはそういうものだと思います。今、初めて市長が厳粛に受け止めているということはみそらのいわゆる2月1日の投票結果、これはもう説明のしようがないです。移転、撤去、継続操業を認めない。もうこれをどんなに説明をと言っても、もうこれ以上の説明はないです。ですが、それを厳粛に受け止めたということはそれも市もそういう方向で詰めたとした場合の市の立場、自治会の立場、色んな細かい点を詰めていかなければならないので、そういう議論をこれからしていかなければいけないんですけど、その方向性は、継続操業を認めない、移転、撤去を求めるという自治会の方針については厳粛に受け止めていただいているわけですから、そういう方向でいいという解釈をしてよろしいですか。その一点だけを教えてください。

#### ○市

4月27日の廃第7号の市の下から6行目、継続操業を認めず現施設の速やかな移転を求めるとの貴自治会の結論を厳粛に受け止めております。このようにはっきりと言っております。これは私の名前で公印をきちんと押して出している以上、こういうことでご理解をしていただければと思います。ですから、具体的な話し合いをやりましょうというのが私のひとつです。

#### ○みそら

すみません。今の佐渡市長の言葉は非常に我々としてはありがたく受け止めたいと思います。正直言って、受け止めていますという抽象的な言葉ではという言葉尻をとって申し上げたことについては申し訳なく思っています。我々はそれだけ、その方向性が、市と自治会との方向性が少なくとも細かい詰めについて議論していかなければならないと思います。向いている方向性が同じかどうかを確認したかったのです。そのために、失礼な言葉も含めて質問したと思いますけれども、今の一点が市長がはっきり厳粛に受け止めるとは2月1日の住民投票、これは誰も否定ができない事実なんですね。これは今後も含めて。そういう点では2年間で非常に大きかったという考えもありますが、結果としてはいい結果があるんじゃないかなという考え方。従って、市長の最後の言葉を受けまして、同じ方向だという事を確認できましたのでよろしいかなと思います。

#### ○みそら

それでちょっと確認をしたいのですが、先ほどから言われている市長の頭の中には色んな解決方法があるということですね。この期間設定等を伺いながらということはそういうことだと思うんですけども、この廃54号がここにあります。皆さんご覧になっていない場合があるかもしれないですけども、一番は基本的に速やかな移転を求める、二番は操業停止を実現する具体策を自治会に示すようにする、そして三番は補償の協議ということ述べていますが、この操業停止を実現する対策を自治会に示すように求めるという中で、多種多様になると。先ほども色んな考え方がある。多種多様とされていますけれども、その多種多様についてお聞きしたいです。どういう方向なのか。その中で、

まず今少し、先ほどこちらの方から出ていましたけれども、みそらに次期焼却場を建設するというのは、これは排除する事でよろしいんですね。

○市

先ほど、会長さんが申し上げられたのは、速やかに移転、撤去であり、次期ごみ処理施設がみそらに建設することは全く想定されないということですよ。当然ですよ。

○みそら

いいえ、我々はもちろんそうです。そういう風に要求していますから。いいえ、そうではなくて。市長さんの頭の中はどうかということですよ。

○市

これは4月20日の文書で先ほど回答させていただいたとおりです。

○みそら

分かりました。それはそれで、はい。それではその他の方策があるのですね。多種多様というのはあるかもしれませんが、そんなに多くのことは余り考えられない。それをまず、示していただけますか。

○市

また、それを示すにあたっては、こういう可能性がありますよという話と、また市長としての話がありますが、市長としてはこう考える、それからまたこうした可能性があるという事を今日の第1回目の交渉会で話してしまいますと、私が4月27日廃第7号の1番でお伺いをしていますとおり、みそら自治会の結論を要は速やかな移転の結論を厳粛に受け止めて皆さま方のお話、お考えを聞きたいという姿勢を自ら崩すことになるんですよ。それを崩して今まで発言したことが自治会活動の介入だとか強制だとかいうこの質問の二項目以降に波及してしまうので、お答えで言っている意味はさきほど会長はよろしいと言っていましたけど駄目ですか。

○みそら

いや。頭の中にある選択肢、それが示されないのであれば、我々としては説明ができません。これはどうやって解決するの。市はどういう風にやるのかよく分かりません。こちらが何か聞けば、気がついて言えば分かるのです。1年とか2年とか3年とか、そういうことなのですか。今言った、色んな多種多様の解決策があるわけですよ。それを示していただきたい。それがなんで介入という風に、我々が、ただ示してもらっただけですよ。この間の7月に提案されたやつは永久操業を認めてくださいよ。と



いったものを提案されただけです。それを手段によってということで、それは議論は今もしませんが。それは2月1日に否定されています。そして、4月1日以降の継続操業については何の協定も協約も約束もなしにただ、漫然と操業されているのですよね。だから、一番我々が求めている撤去、移転を早期に実現する色々な方策があると思いますが、それを示してくださいと言っているのです。

○市

平成25年5月に佐倉・酒々井清掃組合加入ができなくなったということで文書を出させていただきました。その時もみそら自治会のみなさんから同じように言われました。要は、27年3月31日に操業停止、これができなくなってこれについて協議させていただきたい。補償についての協議をさせていただきたい。これだと具体的に何の協議でどういう風にするのか分からない。私どもももっと具体的に示していただきたい。だから、25年7月に文書をお出しして私の考えを示させていただきました。しかし、皆さん方が4月20日に出された文書にあるように突然継続操業を認めろとは何事だという、そういう感覚だったんですよ。また、ここの文書にありますように自治会への介入。ですから今回は、まず真摯に皆さんのお考えをお聞きしたいという姿勢なのですよ。

○みそら

先ほどね、言っていますよ。自治体の考え方は撤去移転ですよ。速やかに。これ以外何もないじゃないですか。これをどういう風に説明してあげればいいのでしょうか。

○市

だから、期間設定等という風に具体的に列挙して期間をお伺いしている。

○みそら

我々には建設の同意もなし、色々なアイデアを出すわけでもなし、どうやって、その期間設定の根拠を我々が出すのですか。それは理解できない。

○市

期間設定等というのは色々なお考えあると思うのですよ。それをまずお伺いするところからいきたいんですよ。

○みそら

今、事務局長が言ったけれども、期間設定とかいろいろな問題がこれから対市交渉で潰さなきゃいけないことがいっぱいあると思うんですよ。私が一番願っているのは基本的な姿勢です。私といいますかみそら自治会は、2月1日にはっきりしたスタンスを示した。今はっきりと市長はその姿勢でも臨むという方向でと。この一言をいただければ少なくとも(1)に関しては終わったと。その中にはいろいろ期間設定だとかはありますけれどもこれはまた必要でしたら質問書を出します。これに関

するね。必要であれば。(1)の重要な点は市長の基本姿勢を聞きたいことですから、我々と同じ移転・撤去だという事は、再度で申し訳ないんですけど間違いないですね。わかりました。では(2)にまいりましょう。では次に(2)の市から届いた平成25年5月7日の書類と7月8日の整合性についてみそら住民が理解できるような具体的かつ明確な説明を求めますと。これの補則説明が2ページに書いてあります。これもいちいち読むのもあれなんですけれどもいわゆる5月の12日で、当時の自治会は要は具体的ではないと、エコみそらでも具体的ではないと記載されて、5月7日の市の回答の内容がですね、内容そのものは、市は自治会の具体的内容よりもどういふ風に受け止められたかは別として、7月8日の公文書で、突如、継続。突如という言葉があてはまるかはあれですけど、いずれにしても、私どもの理解では、5月7日の文書とは、まったく逆のほど遠い内容の継続操業を住民の総意で求めてほしいという公文書が出てきました。③として二回のタウンミーティングでも市も自治会も先ほどもいいましたようにこの5月7日というのは非常に当時の25年の総会の基本方針に一致する内容にもかかわらず、一切そういう書類を出したということさえ言及されていないと。現時点でもみそら住民は5月7日の公文書は、知らされていないんです。まあ、これは、みそら自治会の問題であるから市は関係ないとおっしゃるかもしれませんが。当時、ご承知のように25年の11月に、みそらの総意をとるといふ意味での諮問委員会が、発足しました。この諮問委員会に再度、これは、提出されていないんですよ。5月7日の。まあそれも自治会内部の問題とおっしゃると思うんですよ。そういう経過を見ると言葉が悪いかもしれませんが、5月7日の市からの送られた書類は、私はすごく正当な内容だと思うんですよ。ところが何故か、さきほどから言ってますように、隠すという言葉がいいのかどうか知りませんが、要は、公にされていない。ところが7月8日のみそらの総意をとってくれと。継続操業で。それは即、住民に全戸に配布されているんですよ。それも、自治会内部の問題だと言われればそれまでなのですけども。自治会内部の問題は別にして、今見ても5月7日の確認書に基づいて、2項目をを協議させてもらいたいという内容でしたね。それがなぜ、自治会が具体的内容を出してくれといったら確認書という文字そのものもなくなって7月8日の文書になったのか。5月7日には確認書の2項目について協議させて下さい。ところが、7月8日の文書には、確認書の字がなくてですね、さきほど市長は一大決心とおっしゃいましたけれどもまあそれはみそらにとって非常に迷惑なのですけども、要は5月7日となんの関係もない突然の文書だと。これは、両方の書類を見てまあ普通の常識のある人が見れば少なくとも関係あるとは誰も思いませんね。この5月7日の文書は昨年11月のある日にたまたま私が集会所で見つけたって表現は悪いですけどもそれで初めて問題になった。それまでは誰も知らなかった。それも自治会内部の問題です。したがって私は11月30日の自治会内での会議で、とにかく5月7日に戻れと。戻るのが先決だと。これも自治会内部の問題です。改めてここで対市交渉が始まりますので、この点の5月7日の書類をここに置いて、7月8日の書類を置いて、読まれたらどういう整合性があるのですか。そこを説明して下さい。

○市

はい。それでは2点目の質問ですけども25年5月7日の文書は、今日傍聴の皆様方は資料としてお持ちなのでしょうか。

○みそら

ないです。

○市

ないのですか。では読み上げましょうか。（平成25年7月8日文書読み上げ）

○市

平成25年4月に、佐倉市酒々井町との広域の協議を白紙に戻すとのむこうからの文書通告されまして、四街道市も最終的な断念をいたしました。そのあとすぐ5月2日にみそら自治会さんにこういう結果で断念しましたという文書を出しています。これを受けて5月7日に、さきほどから自治会の中ではエコみそらで出されたときには文書そのものは自治会の人を見てない。それは今読み上げたとおりです。つまり、今後、ごみ処理の広域組合加入ができなくなったんで、19年3月に結んだ確認書の条項2つございますので、27年3月31日までのできるだけ早い時期に停止する。できない場合には、補償について協議すると。この項目について、率直なご意見ご指摘ご要望含めて、具体的な協議をさせていただきたいというのが5月7日の文書です。この文書だと具体的に市は何を考えているのかわからないと。ですからまったく今回と同じ状況なんですよ。皆様方に直接投票の結果速やかな撤去・移転だということに対しての皆様のご意見を伺いたいということと同じような状態が25年5月7日の広域組合に加入できなくなっちゃったんで、正式に佐倉、酒々井から断られて、私たちももうわかりましたと断念したんで、皆様方と協議したいというのが5月7日の文書。で、これじゃ中身が具体的にじゃないのもっと具体的に出してくださいよということで、私どもも二ヶ月間いろいろと練って清水の舞台から飛び降りる覚悟で7月8日に具体的に皆様方に文書を出させていただきました。みそら自治会の役員の皆様方のご要望によってですね。この文書ちょっと長いのでかいつまんで要点だけお話申し上げますと……。

○みそら

下の4行だけ読んでくれればいいです。

○市

いや。下の4行よりももっと重要な事が最初の方にできますよね。例えば、協議書、協定書、確認書にて規定している操業期間平成27年3月31日ですね。これは、履行できない状態となり、大変申し訳なく衷心よりお詫び申し上げますというようにこの文章の一番冒頭に書いてあります。これはですね、平成27年3月31日で操業停止なんですね。その2年前の7月8日に皆様方にはっきりお示しして、お詫び申し上げているのがまず、25年7月8日のこの文書の大きな意味合いです。そして、みなさんわかっていると思いますけど、平成19年3月の確認書の中で27年3月31日までに操業停止するというのが確認書のまず第一の重要事項ですよ。その二年前に私どもはその約束ができなくなったと申す訳ないってあやまちちゃっている訳ですよ。ということはですね、どういことが想定されるかということ、私どもはこの文書出すときにいろんなこと想定する訳です。つまり19年3月に結んだ確認書を履行できないということをもう2年前の25年7月8日に市が皆様方に表明するということはもうその時点でこれ確認書違反になっちゃうんですよ。で、これもう仮に裁判等が起きて確認書を履行していないという事で争えば市は負けるんですよ。で、そういうぎりぎりのところの中ですね、この文書は出させていただいているというのはみなさんおわかりだと思います。

みそらの皆様方が逆にこのごみ処理施設というのは、市民全体の問題なので、広域に加入する話もです。佐倉、酒々井から断られちゃって市は困ってると。ということでほんとに私どもも本音はですね、25年7月8日の文書で出ささせていただいたんですよ。ただ結果的にはタウンミーティングとか4月20日でみそら自治会さんから文書いただいた通り、自治会に対する強制だとか介入だとか突然継続操業って言われるとやっぱりこういう風になっちゃうんですね。だから今回はですね、2月1日に行われました、直接投票の結果を受けながらやはり お話を伺いながら十分に話し合っていたい。とりあえず25年の5月と7月の文書の違いというのは25年の5月がちょっと確認書のなかでうたわれるものについて、これからみそらの皆さんと協議、話し合いをしたというだけの文章ですから、具体的にどうするんだということは、7月の市の私の考えを示したものですので、これはエコーみそらにも書かれている通りです。以上です。

### ○みそら

7月の文書ですけども、この文書はその時に、2年前に履行が守れない。そのためにお詫びしたい。そういう文書の書き出しになっておりますが、最後のところが違いますよね。最後のところが読まれていないです。一番大事なところが、継続操業をお認めいただくために皆様の総意によって決めてほしい。書き出しはお詫びでありますけれども、結論は、総意でまとめて欲しい、決めてほしいと。まず、その部分を置いといてですね、そのなぜ二年前、7月8日に、それがわかったのか。もっと前に言うなら、佐倉市長が22年に市長に当選されたときに、加入問題がありましたけれども、それが解決されなければ今年の3月31日はこれが守れない。それはわかっているわけですよ。25年7月に出された文書の前に、もし断念したのであれば、どうしてそこで守れないから、撤去移転に向けてこれから何々します。そしてそのためには、継続操業をお願いします。という文章にならなかったのか。なぜそこで、みそらにね、もう一度、じゃあと、永久にという話になるのかわからんのですよ。市民との約束があるわけですよ。確認書の中で、そこでどうしてその確認書の約束が、どうしてみそらに7月の時点になってしまったのですか。

### ○市

25年の7月8日の文書の最後の4行ですが貴自治会の皆様の総意において、現施設の継続的な操業をお認めいただくとともに、併せて、共栄を見出すための忌憚のないご意見ご要望を頂戴したいと存じますので、諸事情をご斟酌いただき特段のご配慮並びにご検討を賜りたくお願い申し上げます。あくまで貴自治会の総意、様々なご意見がありますでしょうから、意見をまとめていただいて、そして、特段のご配慮並びにご検討を賜りたいという文書でございます。そしてですね、今、ご質問の中身が、5月7日に文書を出して、当時のみそら自治会の皆さんの要望である、もっと具体的な市長の考えを示してくださいよという事で7月8日、二か月経ってる訳でございますがこの二か月間というのはですね、まさにそれまで結んでまいりました協議書、協定書や19年3月に結んだ確認書、これにのって、進めていくわけですが、そのなかでやはり確認書がトップになる訳ですがそういったものに違反した場合は即、操業停止になる訳ですよ。私どもが平成25年の7月8日に継続操業をお願いするという考え方を示すということは、19年3月に結んだ確認書の一部を私たちが履行できない、確認書に違反しますよというそういうことを正式に文書で示しているわけですよ。そしてその時点で確認

書違反なので、現在、山梨にあります清掃工場は、稼働停止という形で裁判で訴えられてもおそらく私もその時点で負けちゃいますよね。だからその場合どうなんだろうかという議論、結論、内部的な議論をいっぱいやりましてやはりそれだけの決断、継続操業をお認め願いたいという決断するには二か月でも本当に短い期間だったと私は今振り返ってそう思います。

#### ○みそら

いや何も今の質問に答えてないですよ。7月8日の文書では、継続操業ということになってますよね。そのまえに確認書があるというのはもう理解されている訳ですから選択肢はなんなんだったんですか。この時点で、清掃組合の加入には断念というか向こうから断られた。断念ということになったわけですよ。なぜそのような選択肢がなかったのか、それが今の状態と一緒です。先ほどから違約状態といわれてますけど選択肢があるでしょ。そのときに、それがなんで約束があるのにみそらと。なんでそうなったのか。それが今回答えから排除されました。ほかの選択肢はなんなのか。7月の選択肢はなんだったのか。今回の選択肢はなんなのか。

#### ○市

25年の7月8日に継続操業という選択肢を示させていただきました。それは具体的に示せというみそら自治会役員の皆様方の強いご要望によるものです。それについてはもし裁判で訴えられたら市は負けるなというようなあくまで19年3月に結んだ確認書違反の申し出の文書ですからそういう覚悟で出させていただいた訳です。いろんな選択肢があったというお話ですが、例えばですね、過去の話をしてもどうかとは思いますが、19年の3月に、吉岡地区に清掃工場を建設するという前提で確認書を結んでるのですよね。ところが、20年8月に四街道市は広域組合に加入の公文書を正式文書を出してるんですよ。私は22年の3月1日から初登庁していますけれどもその20年8月の当時の市長さんのお考えはちょっと、推しはかるだけなんですけれどもこれ完璧に確認書違反ですよ。当時の平成20年度のみそら自治会さんの考え方が、ごみ焼却問題に係るみそら自治会の歩みという黄色い冊子でまとめられていますけど、これを見てもですね、まず平成20年の11月ですか、みそら自治会がごみの広域処理について、エコみそらにより、自治会員に周知してもらっています。これはこの冊子の22ページに出てまいりますけど、その要旨として、みそら自治会の基本的な姿勢は、期限内に現ごみ処理施設の操業停止・撤去、みそら地区外への次期焼却施設の稼働であるという事です。そして、四街道市が新ごみ処理施設建設について、吉岡地区における建設案を推進するのと、広域処理を検討するのと並行して進められたとしても自治会が関与すべき課題ではない。と位置づけ、基本姿勢はこれだとエコみそらにも出してそういう風を書いてありますけど、例えばですね、20年7月の時点で、私が、吉岡に清掃工場を移転するというそういう選択肢について、私の中、庁内で検討したのは、19年3月の確認書っていうのはあくまで吉岡に土地を取得したんだから吉岡に、次期清掃工場を作るって確認書ですよ。ところがなんでまた広域のほうへ転換されていくのか、また、みそら自治会におかれましても、自治会が関与すべき問題ではないという。要はみそら自治会の皆さんとしては、現在のごみ処理施設が、地区外へ移転してくれればいいんだと。そういうことですよ。そのなかで19年3月に締結した確認書の主旨が、四街道市も、みそら自治会のほうも、吉岡地区に建設するという主旨から大きく外れちゃっていて、もし仮にですね、私が吉岡地区に建設するという選択肢を考えた時に、19年3月の

確認書って、その部分が根底的に変わってるんじゃないか。変更になっているんじゃないかって主張されたときにはどう対抗したらいいのか、それからまた、25年の7月8日の文書に書かせていただきました通り、地元の同意を得るのに必要とする期間が当然何年かあるわけですが、地元の皆様のご理解を頂戴できたとしても、現実的には7年から10年程度の時間を要する。要は期間を設定させていただいてるんですよ。これ7年から10年で本当に吉岡地区の皆さんにご理解いただけるのか。これ19年3月に市が結んだ確認書を、四街道市は確認書の主旨を根底的にかえちゃって、あなたたち広域のほうへ出しているじゃないのという指摘をされてしまうと説明ができないというのもひとつあります。ですからいろんな選択肢もあったんですけど、私としては、平成25年の7月8日、これから吉岡地区にまたいろんなご相談、協議してもですね、その期間がどんな期間かわからなくて、みそら自治会のみなさんに期間を明示できなくてご迷惑おかけしますので結局27年3月31日までに、操業を停止するという確認書、これお約束できないので、継続操業という決断をさせていただきました。この継続操業というのはまさに19年3月に結んだ確認書について、これはもう完璧な違反行為ですから。継続操業をこのまましているのは、これは非常に清水の舞台から飛び降りるそういう決断のもとにさせていただいたという事でございます。

#### ○みそら

何回も言うんですけども約束を守るためにみそらに置くんですか。結論として。それは誰もみんな理解できないし2月1日の投票でそういう提案は否決された訳ですよ。これからどうするか。また戻りますけれども。これからその当時のことを言えばですね、20年11月ですか。市の方で広域の方も考える進んでいると。そういう話があったんだろうと思いますけど、この確認書の中にですね。もし、変更点があれば、それを確認するようなことを書いてありますから、その当時は確認して自治会の方は、両方進めるのはいいでしょうと。それはまあ関与することではないという風に答えたんだと思います。両方進めるということであれば。それは市のやり方だからそれを我々の方で、当時の執行部はそういう判断をしたのではないかと思います。その時はどういうふうになったか、それ以上は推測なのでできないですけども、佐渡市長が当選された時には、その経緯も含めて、清掃組合の加入は真っ只中だった訳ですよ。22年3月1日以降ですか。そうするとそこで、その清掃組合の案件をまとめないことには、もう約束を守れないことは明確であった訳ですよ。それはいいわけですよ。

#### ○市

私が市役所に初登庁したのが平成22年3月1日、そしてその時点で確認書の中にうたわれていたのが平成27年3月31日。結局あと5年間しかなかったんですね。これはもう吉岡にあるいはあるいはほかのところで清掃工場を四街道市が建てるというのは不可能です。ですから、日和さんご指摘の通り、私が市長に就任した時点では、もう佐倉、酒々井清掃組合に、加入することしか選択肢はなかったです。ところがですね、みなさんよく御存じかと思いますが、平成24年2月の四街道市議選でいろいろ考え方がかわりまして24年の3月議会で四街道市議会が議決してるんですよ。要は広域加入、それから当時は公明党が主張してましたかね。みそらでの継続操業。それからあとは、吉岡地区での、また別の方が、吉岡地区でのPFIによる建設。だからそういういろんな主張がどんどんされてましたよね。要は、24年の3月議会で、あらゆる可能性について検討することということが、四街道市議

会で議決されたんですよ。それですね、みそら自治会が早速、その議決に賛成された議員さんに質問だとか出されてますけど、どんな回答が来たのか私は見たことありませんが、私は27年3月31日までにみそら地区のあそこの清掃工場を操業停止するためには、清掃組合に加入するしか手段がないんだと。それで進めておったんですが、議会の方はですね、あらゆる可能性を検討しなさいということだったんですね。私が広域組合に加入ということで進めてる中で一番最初に出てきたのは、36億8千万円という加入負担金。これ、四街道市は払えるんですかと。これ、四街道市の財政が破綻するんじゃないんですかという質問からずらっと始まって、結局、24年の3月議会で2年についていろんな議論があったんですよ。はっきり言って。言いましたように、PFIで吉岡に作れだとか、みそら地区の清掃工場をそのまま継続操業すべきだとか。という形でいろんな横槍が入っちゃいましてですね、これが佐倉市、あるいは酒々井町にもどんどん情報として入っていくんですね。四街道市の議会というのはインターネットで全部ホームページで見られますから。市の議会中継ですね。そういうこともあってですね、市議会の方は他にも方法があるんだという認識でいたんですよ。ですから正直申しあげまして、四街道市議会と私の考え方は全然違ってましたんで。なかなか広域加入がうまくいかなかったというのも大きな理由の一つであります。それは皆さん、情報としてご理解いただきたいと思います。

#### ○みそら

そういうことと言えばですね、その21年当時、そういうことは置いてですね、25年7月に佐渡市長がもってこられたあの案は、どうしてそれがみそらでだったのかという答えになってないのと、これからも同じですけども、その時も選択肢があったわけで、現在も選択肢があるんでしょということだと思いますよ。その選択肢は何ですかね、一体。もうこれはね、守れないというのは今までも継続操業を何回か自治会が認めています。それはもうご存知かと思います。その時はどういう話であったかという、一番大きなところでは平成元年ですよ。土地を探す。代替地を求める。それがかなわない。結果的には19年3月18日。土地が見つかったと。こういうことになったわけですよ。そういった様に、継続操業、期限を切ってですね、継続操業を認めてくださいというのは、何らかの市が努力をします。一生懸命やりますよ、移転のために。これがベースにあるわけですよ。ところが7月に、25年7月のベースは何か。みそらにおいて下さいとこういうことですから。いままでとは全く違いますよ。どうしてそれがみそらになったんですか。これからもそうですけれども、みそらにもう置かないというのだったら、次の選択肢は決まってるでしょ。それを言ってください。

#### ○市

現時点におきましてですね、四街道市の方では次の選択肢は決まっておられません。あくまでも2月1日のみそら自治会さんの直接投票の結果をですね、厳粛に受け止めてお話をいろいろ伺う中で、選択肢を定めて参りたい。こういうふうに思います。

#### ○みそら

そのいくつかでもいいです。それを示してください。

#### ○市

25年7月にですね、継続操業ということで、一つに絞ってお示しする中でですね、いろんな反響があって、一番気にしてるのはですね、非常に私としては心を痛めたのは、自治会に対する介入であるとか、規制であるとか、そういう主張でございますので、私、この点に関しては、絶対譲りません。皆様のご意見を聞いてから、お伺いしてから、皆さんと相談しながら、方針は決めたい。この点について譲る気はございません。

○みそら

別に示すというのは、選択肢を示してくださいと言ってるわけで、回答、これで行くんだというのはまだ示せないんじゃないかと思えますよ。どんな選択肢があるのかっていうのを聞いているわけですね。期間設定とか、これは我々が決められないですよ。どう考えても。最短で、撤去・移転をやる。この方法を私どもと一緒に探すんだっていうならまだわからなくてもいいですけども、まず示してくださいよ、それを。一番早いのは何ですか。一番早くこの問題を解決できる方法は何ですか。

○市

先ほどから何度もお話しておりますが、私がここで、こういう選択肢云々という話をしますと、それが独り歩きますよね。そしてまた自治会の皆様方、会員の皆様方全員がですね、情報としていきわたるわけではありませんし、またこの質問書の中にもありますように、平成25年7月に私が継続操業を打ち出したこの考えとは、みそら自治会の中にいろんな考え方があって、その一方の意見を市長は出してきたと。これはまさに、自治会に対する介入だと。そして謝罪しろと。そういう文書になってますよね。ですから、そういったことはもう今回はやめませんか。やはりお互いに話し合いましょうよ。それが一番皆様方の去年、25年7月から私が批判されてきた、皆様方が思われてきたそれを払拭するですね、一番やりやすい方法じゃないですか。

○みそら

話し合いをしたいと思ってるんですよ。ただね、やはりその解決する方法が示されないことには、何を協議するんですか。ちょっと理解できないですね。何を協議したらいいんですか。次の第2回交渉会やりますよね。何を協議するんですか。

○市

速やかな移転・撤去の期間等ということでお伺いしていますので、自治会の皆様方、班長会を5月10日とさっき仰いましたけど、いろいろご協議なされてですね、こんな期間だとか、そういうお考えを示していただいて、また自治会の議決書の中に補償金というお話もありますので、具体的な賠償金とかですね、いろんなそういうことを示していただければと思います。

○みそら

ちょっとどうしてこういう議論があちこち飛ぶのか私、理解できません。今、議論をしているのは4の(2)項について議論しているんですね。それが解決しない時に、組合のとか、何の何のいろんな議論に入って。とにかく1項目ずつを、最初の5の。どうしてそれをお互いに忘れるのか。5の1項をもう一度やってください。1項目ずつを詰めてと言ってるわけです。そして今、4の(2)項に行ったんです。それが何でいろんな議論につながるのか。もう、1つずつぶしていかないと、市長が一番



心配されている時間が。ではまず、2項の終息といいますか結論からいろいろさつきから黙って聞いてますと、市長は5月7日の書類に対して、当時の自治会が具体的に示してくださいと言われたので、2か月間もかけて清水寺から降りる覚悟をして7月8日の文を持ってきたと仰いましたけれど、何を持ってこられてもいいんですけども、私がここに書いている質問は、5月7日の文書と7月8日の文書は、何ら整合性がないでしょということを言ってるんですよ。中身のことを言ってるんじゃないんです。どうして、5月7日の。これ並べてみてくださいよ。先ほどどなたかが読まれたように。5月7日の方は、確認書に基づいて(1)(6)を協議させてくださいということです。ところが、7月8日は確にお詫びがありますけれども、つきましては貴自治会の皆様の総意において現施設の継続的な操業をお認めいただくとともに、ここには貴自治会のいろんな考え方があるでしょうから、それをまとめてという先ほどの市長はそういう表現をされましたけれども、この文章をそのまま読みますと、貴自治会の皆様の総意において現施設の継続的な操業をお認めいただくと。ここには一切、みそらには、先ほど市長がおっしゃったように、継続操業を反対という意見ともういいんじゃないかという、私は書いてますけれど、2つの意見があると。これは、市長自身の言葉で言っておられますけれども、この書類には認めるという言葉が1つもないんですよ。現施設の継続的な操業をお認めいただくとともに。これは5月7日の確認書には一切ないんですよ。確認書には継続操業を認めるために総意を求めてくださいという字句は確認書にもないし、5月7日にもないです。それがなぜこういう風に来たのか。そこの所を説明してくださいよ。それともう1つ。

○市

ちょっと1つ1つやりませんか。

○みそら

よろしいですか。関連するから。市長が、当時の自治会は具体的なと言われました。これは関連するのであえて言わせてもらいます。私は、市長はこれまでの市長よりはよく知ってる。私は過去の会長に対して、過去の会長より私はものをよく知ってますとは言いませんけれども、当時の自治会の会長は、内部での意見交換会でも、5月7日のが具体的でないとは、表現がひどいのか、乱暴だったかもしれませんけれども、中学生だってこの5月7日の文章ですよ。これが具体的だってことは、中学生だってわかるよってことを、当時の自治会の会長が今の役員に言った訳です。こんなにわかりやすい当時の総会の基本方針、自治会の基本方針はね。撤去・移転というのが基本方針ですよ。それに基づいた市の回答としては当然、確認書に基づいて協議させてください。これがすんなりと通る議論なんです。それが7月8日には、全くそれが影も形もないでしょ。それは、前段でお詫びをされてますけれども、それとなく貴自治会の継続的な操業を皆様の総意において。初めてここで総意が出て2年半総意という言葉がみそら中を駆け巡ったわけですけども。皆様の総意。どう考えても、読んでもこれは私には理解できない。そこの所だけを議論しましょう。ですからみんなお互いね、過ちはきちんと今回の5月8日に出していただければみそらが市に対してご迷惑をおかけしたことに對しては、指摘されれば率直に反省しますと言ってます。ですから市長もこれを、あまり遠ざけないで、誰がどう考えてみても一貫性がないですよ。5月7日の書類と自治会が、当時の自治会が具体的なと言うこと自体が、私はそれについて相当批判はしたんですけども、それをあえてここでは言いませんけれども、要は具体的な、これ以上具体的なものは何を当時の自治会は求めたのか。それ自体が疑問なんですよね。これに基づいてすぐ5月から協議に入れば、何もこんなに1か月も1年も2年も経たないんです。それを具体的な内

容を認めていただきたいという内容が7月8日に来た。このところがですね、当時のようにそういう文になるから今回もと言われますけれども、我々は決してそんなことは絶対ありませんので。こちらから質問したり議論したりしたことは、きちっと回答していただきたいんですよ。先ほどから事務局長が言ってます選択肢の1つをとにかくも出してくださいと。それに対して市長は、そういうものを出すと昨年、25年度の二の舞になるでしょうよと。我々は決してそういうことにはなりません。その点は安心してください。市長がどんな意見を出されても、きちんと議論をして対応しますので。市長の言葉で振り回されるということは絶対ありませんので。その点は安心して提案してください。ですから、この2番だけをまずしましょうよ。そうしないと時間がいくら経っても次に行きませんから。

○市

会長さんの方からですね、市長がどういう発言をしても25年の7月8日に出した文書、あの時代はですねというような、そういう批判はしないと。継続操業を打ち出したのと同じことだとか。そういうお話がございましたが、この4月20日付のみそら自-27-003でですね、もうはっきりですね自治会への介入強制とか、みそら住民に対して謝罪文の提出を求める。つまり25年7月8日の公文書に関して……。

○みそら

それは4の3項です。今は4の2項を議論しています。

○市

4の2項と4の3項ということで、2項について議論してますけれども……。

○みそら

関連してますけどね。

○市

関連してますよね。まず、4の2項について、まずエコみそらですね、平成25年の第2号。私の手元に今あるんですけども、この裏面のですね5月度班長会が開催されましたということで、去る5月12日日曜日に今年度第1回目の班長会が開催されました。出席者は70名でしたということで、報告事項が1、2、3、4とあるんですけども、その4番でですね、ごみ焼却場問題で5月7日火曜日に市から佐倉市・酒々井町清掃組合加入協議の白紙化を受け、改めて確認書について協議したいとの依頼がありました。その依頼というのは、会長さんがおっしゃられますように、まずはですね確認書でうたった27年3月31日までの操業停止、それから停止できない場合の補償の協議、この2点について、自治会さんとこれから話し合いをしたいという申し入れの文書ですが、これを協議したいとの依頼がありました。自治会としては、市からの具体的な提案を待って、対応を考えていきますというように、班長会で報告されています。そして今、会長さんが4月の20日付で出された文書の中にもこのエコみそらのことが書かれています。ですから、具体的に示しているんですね。5月の文書と7月の文書は、中身が具体的にかわっているので整合が取れていない云々とおっしゃられておりますけれども、今、27年3月31日までに操業が停止できないという項目についてはできないんで継続操業でお願いします。それから補償については、できない場合は協議しなければいけませんから確認書の通

り。それは協議させてくださいという流れになっているんですけども、これでご理解いただければ助かりますが。

○みそら

先ほどのエコーみそら5月7日の班長会をすべて私、2回録音を聞いてます。全て聞いてます。前段に確かに5月7日市から来たと書いてあります。班長会でも執行部が言ってます。しかし、肝心の5月7日の下のいわゆる確認書の(1)。これについては一切触れてないんです。そこを問題にしてるんです。ですから、それは自治会内部の問題で、当時の自治会執行部がどういう考え方でそういう対応をしたのか。しかも、最も大事な公文書を一切回覧してないんですよ。ところが、7月8日の文は即全戸配布してるんです。それはさきほどから何度も言うておりますように自治会内部の問題で、あえて私は前回の執行部を批判する、当時は批判しましたが、今の時点では批判する立場ではないのであえて批判しません。ただ、私が聞きたいのは少なくとも市が公文書で5月7日と7月8日に出された内容はどんなに市長が説明されても整合性はないんですよ。そのことを認めていただきたいということです。それを認めていただければ2番は終わりです。

○市

具体的内容として市の市長としての考えを表明させていただいているのが25年7月の文書ですよ。25年5月の文書は確認書に基づいて2項目について、操業停止ができないことと補償についてと、これから2項目ご相談させてくださいと5月ですよ。で、その協議するに当たっては市が何考えてるかわからないんじゃない、はっきり出してくださいと、今、事務局長が…。

○みそら

5月7日の市長の考えじゃないんですか。

○市

私の考えですよ。まずは19年3月に確認書を結んでるんで…。

○みそら

今聞いていますと7月のことは自分の考えだけど、5月7日は確認書の責任のような言い方をされる。

○市

ですから確認書を結んでますから皆様方と第1段目として確認書の中身、これ市が履行できなくなったって状態、つまり広域化が白紙になっちゃったよと。その四街道市の状況とかですね、今後どうしたらいいとか、それをまず腹を割って話し合いたいという申し入れです。それに対してそういう抽象的な申し入れじゃ困るから具体的に市の考えを示してくださいというのが7月の文書です。ですからどこが整合性がとれてないのちよっと、整合の話じゃないですよ。

○みそら

市長冷静に考えてください。5月7日の市長がおっしゃるような内容であれば7月8日にたどりつくまでですよ、少なくとも数回の5月7日の確認書(1)(6)について何回かの当時の自治会、住民

と議論したうえで、何回かの後に7月8日のものが出てきたのであればそれは私はある程度理解できるのです。ところがただ単に当時の自治会に具体的でないとされたので7月8日のものを持ってきますと。これは誰が考えても整合性がないです。

#### ○市

会長さんです、私どもたとえば今日の第1回の交渉会の開催にあたってはですねちょっと考え方とかですね、スタンスにズレがあるなっていうのはですね、私どもはたとえば第1回の交渉会でお互いの忌憚のない意見を出し合いながら進めていこうという、そういう姿勢でおるんですが、たとえば事前に文書で回答をよこさない、それで回答したらこれは不相当だということで返却されておりますけれども、25年の5月から7月の2か月間においてみそら自治会の役員の皆さんと私ども具体的なこういうやり方があるんじゃないかとかこういう選択肢が云々とか自治会の役員のみなさんとは一切協議してません。こういう非常に大きな問題についてはおそらく当時のみそらの自治会の役員皆様方は役員だけでは判断できない。だから具体的なお話を仮にですね持って行って、それで私どもが自治会の役員の皆さん達と交渉する中で了解を得て25年7月8日に文書を出したといういうことであれば、みそら自治会さんにも当時の役員さんにもその文書があれば責任が生じてくるのですよ。ですから、あの二ヶ月間、みそらの役員の皆さんと協議、相談するという事は、これはみそらの役員の皆さまにとって非常に酷なお話でありまして、やはり市の方から議論をやっぱり提出すべきなんだという主張だった訳ですから、私どもはそれをやったのですから、やった結果として、なんだ突然継続操業を持ち出したんじゃないかとかですね、あるいは私ども決してみそらの役員の皆さまと2ヶ月間相談したことは何にもないですよ。ところがみそらの会員、役員さんの中に色んな意見があつてその一方の継続操業を市長が、その意見を取り出して急に継続操業を持ち出して総意を促すとは何事だとかという。で謝罪を求めるとい文章ですよ。だから今回はそういうことはしたくないです。それでまた、例えば会議とかやる時に事前に根回しでみそらの役員さん達とキャッチボールして意見交換はしなくていいんじゃないですか。もう平場で議論したらどうなんでしょうかね。私はそういうスタンスでこれから臨みたいと思います。

#### ○みそら

その点に関しては私も賛成です。ただ、なんでかという問4(2)、(3)に私がこだわることかというといはいますのは、やはり過去のそういう過程でのやりとり。みそら住民。市長はお互い必要性がないと言われますけれども私どもは非常にこういう問題を大事にしたいというのが、元々の私の考え方なのです。なぜかと言いますと先ほど述べましたまず4(2)は明らかにどんなに何回読んでみても整合性がない。突然そういうものを持って来る。5月7日に持ってきた同じ人間が7月8日に同じ内容を持って来られるというのは私は理解できない。途中には何らかのものがあつて、それから何回かの議論、それでこんな形になったというなら、それはある程度理解はできます。これ以上、4(2)をいくら議論しても整合性がないという点においては私は理解ができないので、恐らく他の人も理解できないと思いますよ。どんなに説明をされても。

#### ○市

会長は整合性がないという解釈でいらっしゃいます。私どもは平成25年5月に出した文書を具体

化するために、市と具体的な議論をしたいために、具体的な内容を示してくださいとうみそら自治会役員さんのご要望、そしてまたこれは、当時の班長会に具体的な内容を出さなければならないことのようにございましたので、従いまして、7月に具体的な内容をお示しさせていただきました。ですから、5月は確認書の条項2項目についてこれから議論していただきたいと、そして7月は具体的に次の段階に移っていますので、同列の文章ではありません。次の具体的な交渉段階に移るという文章になっていますから、そういう内容でございますのでそれをもって整合性といわれても、ちょっと私には理解ができない。それが私の考え方です。

○みそら

ちょっとその前に、今、市長が大事なことを。5月14日の班長会でそういう風に決められたと。班長会では決まっています。班長会では執行部が班長さんに説明をただけなんです。従って、我々は具体的な内容を待って対応しますという報告を班長会でされただけですから。班長会で具体的な内容をそういうふうにしたとおっしゃるのは、それはちょっと違いますから。班長会で説明はされましたそれは間違いありません。

○市

説明をされて、市の方に具体的な内容を求めますと。班長会の方ではそんな具体的内容までは要らないというようなことじゃないのですか。

○みそら

承認も報告事項です。

○市

ほっとしました。そういう動きを受けて、私どもは具体的に7月に文書で提案させていただきました。

○みそら

何かあれば。

○市

すみません。交渉会の基本的な取り決め事項として…。

○傍聴人

マイク、マイク。

○市

自治会長さんの…。

○傍聴人

聞こえない。

○市

文書をいただいています。

○市

これですね、会議の進行の中身であってですね…。

○傍聴人

傍聴人がいるじゃないか。

○みそら

ちょっと静かに。

○傍聴人

だから、マイクがあるんだから、部長、しゃべろ。マイクで。

○市

これは会議時間の話で…。

○傍聴人

違う。

○市

具体的な議論の話ではないので、別にマイクを通さなくてもいいんじゃないですか。

○市

一応、2時間という取り決めになっておりまして、時間は無制限というわけでは…。

○みそら

マイクをちょっと。それ使える。

○市

4月20日付のみそら自治会長様から市長あての文書の中で、交渉会の基本的な取り決め事項ということで、交渉会の開催時間は概ね2時間ということで取り決めをさせていただいております。もう時間的には、かなりオーバーしておりますので、交渉会一回あたりの時間ということで、この辺で終了させていただければと思うんですけども。

○みそら

終了は構いませんけれども、先ほどの今後の交渉会の進め方(1)で、1から6までを5月中に作るという点においては、先ほど了解いただきましたので。今日は、(2)までしか終わっていませんので、(3)以降、3、4、5、6と。3と4はそんなに時間とらないと思います。でも、5と6は相当な時

間をとると思います。それが先程来いろんな、いろんな議論をしている中身ですから。したがって、それを市側が十分了解していただければいいなあと感じますので、終了します。したがって、終了する前に、また文書のやり取りは嫌ですので、例えば来週のいつ第2回交渉会をやるか、そういう交渉の日取りを決めたいです。決めてください。そうしないと、また、同じことをやり取りして。決してこれが、今日が2項目ですと、あと最低でも2回はしないと、いや、3回はしないと、5月中にという了解をいただかないとね。ですから次の交渉会が、来週のいつにするか、先ほども言いました通り、我々の都合から言えば、9日と10日も班長会なんで、それを避けていただいて、日にちの日程はあれだけで、大丈夫だと思うんです。

○市

第一回の交渉会ということで、市長にぜひ出てほしいという自治会のみなさんのご要望により、その中でスケジュール調整をして、5月3日に調整させていただきまして、これ第一回の交渉会の途中なんで、できればですね、第二回の交渉会も、私出席させていただきたいので、ちょっとこの場所で日程は調整できないんですが、どうですかね。7日の夕方までに、廃棄物対策課を通して私の日程、翌週ですか、日程とれるかどうかご連絡させていただくという事でよろしいでしょうか。2回目も出席させていただきます。是非。

○みそら

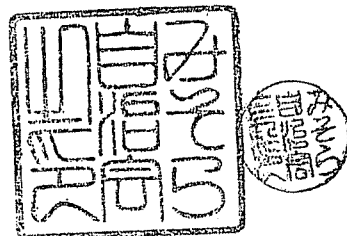
市長の熱意が感じられましたので、是非よろしくお願いします。

○みそら

では、これで議論は終わりにさせていただきます。また、日程を調整して、第二回の交渉会を開催したいと思います。本日はありがとうございました。

議事録確認者

みそら自治会会長 廣 島 宏 造



四街道市長 佐 渡

